

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、青森県産りんごを原料として取り扱う加工事業者（以下「加工事業者」という。）が原料を安定的に確保するとともに、労働力不足等により伐採の可能性がありりんご園の保全と有効活用を図るため、加工事業者が行う青森県産りんご生産加工連携構築支援事業に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、加工事業者に対し、青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費等）

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

なお、別表に定める重要な変更に該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知事の指導を受けること。

- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又はこれらの遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(5) 事業終了年度の翌年度から2年間、各年度における補助事業の成果について、事業成果書(第6号様式)を作成し、事業成果報告書(第5号様式)に添付して、当該各年度の1月31日までに知事に提出すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書(第7号様式)の提出により行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和8年1月30日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業実績書(第2号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

別表（第2、第4関係）

補助事業	補助対象経費	事業実施主体	補助金の額	採択要件	重要な変更
青森県産りんご生産加工連携構築支援事業 （事業実施主体が、県内園地でりんごを生産する生産者との間で、当該生産者が県内園地で生産する加工用りんごの売買を契約した上で、当該加工用りんごの生産作業の補助を無償で行う事業）	事業実施主体がりんごの生産作業の補助を行うのに要する経費	加工事業者であって、県内に本店又は補助事業に係るりんごの加工事業所を有するもの ただし、同一の加工事業者（実質的に同一と認められる場合も含む。）が事業実施主体となるのは、連続した3年間を上限とする。	事業実施園地（補助事業を実施する県内園地又はその一部）で作業の補助を行った時間に青森県最低賃金を乗じて算出される額以内の額 ただし、事業実施園地の面積10アール当たり60,000円（事業実施3年目は54,000円）を上限とする。（千円未満は切捨て）	1 次の要件を満たす契約をりんご生産者との間で複数年締結していること。 （1）当該生産者が県内園地で生産する加工用りんごの売買を契約した上で、事業実施主体（又はその従業員）が当該加工用りんごの生産作業の補助を無償で行う内容であること。 （2）事業実施園地で収穫された加工用りんごの全量を事業実施主体が購入できる内容であること。 （3）事業実施主体が、摘果と収穫作業を含む2つ以上の作業を補助する内容であること。 2 次の項目が確認できる契約書を取り交わしていること。 ①事業実施園地の所在地 ②事業実施園地の面積及び加工用りんごの売買見込数量 ③原料の売買単価（見込数量） ④契約年数 ⑤作業分担の内容	1 事業実施園地の変更 2 事業実施園地の面積の30パーセントを超える増減 3 補助金額の増又は30パーセントを超える減

青 森 県 知 事 殿

	住	所
申請者	名	称
	代表者氏名	

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金交付申請書

令和7年度において実施する青森県産りんご生産加工連携構築支援事業について、補助金 円の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

第2号様式（第3、第7関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額

金 円

3 事業の内容

（1）加工事業者概要

事業実施事業所所在地	代表者氏名	原料処理数量（t/年）※		備考
			うち青森県産	

※過去5年間の平均値

①加工事業者の設立年月日

②役員数

③経営概要

※①から③までは、登記事項証明書の写しを添付することで、記載を省略することができる。

(2) 事業実施園地概要

生産者氏名	住所	園地所在地	面積 (a)	品種	備考
合 計					

※備考欄に栽培方法（普通栽培、わい化栽培他）を記入すること。

(3) 補助事業実施計画（又は実績）

実施期間	作業の内容	作業時間(h)	事業費(円)	備考
合 計				

※「事業費」は作業時間に青森県最低賃金を乗じた額とすること。

※備考欄に事業費以外の経費の内容を記載すること。

(4) 売買契約概要 (又は売買成立概要)

生産者 氏名	契約 年月日	契約 年数	品種	面積 (a)	数量 (kg)	単価 (円)	合計金額 (円)	備考
合 計								

4 事業完了予定年月日 (又は事業完了年月日)

令和 年 月 日

5 添付資料

- (1) 事業実施園地の所在地及び位置図 (縮尺 2 万 5 千分の 1 から 5 万分の 1 の地図を用いる。)
- (2) 事業実施園地の植栽図 (品種と本数が分かること。)
- (3) 事業実施園地の所在地と面積が確認できる書類の写し
- (4) 事業費の積算根拠を示す資料等
- (5) 契約書の写し
- (6) 定款の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

青 森 県 知 事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代	表 者 氏 名

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費について、下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金交付要綱第4第1号の規定により、その承認を申請します。

（注） 添付資料は、第2号様式に準ずるものとし、様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書し、変更前を括弧書で上段に記載すること。

青 森 県 知 事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代表者氏名	

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県産りんご生産加工連携構築支援事業について、下記により中止（廃止）したいので、令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金交付要綱第4第2号の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

青 森 県 知 事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代表者氏名	

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業成果報告書

令和7年度に実施した青森県産りんご生産加工連携構築支援事業について、令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金交付要綱第4第5号の規定により、令和 年度の事業成果を報告します。

第 6 号様式（第 4 関係）

事業成果書

＜事業実績＞

区分	連携生産状況				買取数量 (kg)	単価 (円)	合計金額 (円)	備考
	生産園地住所	面積 (a)	品種	作業内容				
事業終了年度の翌年度 (R 8 年度)								
事業終了年度の翌々年度 (R 9 年度)								

青 森 県 知 事 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者氏名

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名	
支 店 ・ 支 所 名	
口座種別・口座番号	
口 座 名 義	

青 森 県 知 事 殿

	住	所
補助事業者	名	称
	代表者氏名	

令和7年度青森県産りんご生産加工連携構築支援事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県産りんご生産加工連携構築支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。